

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年10月12日 07時30分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市糸満漁港港口付近 トコマサリ礁灯標から真方位041°1.1海里付近 (概位 北緯26°06.6 東経127°39.0)
事故の概要	漁船 ^{ことぶき} 寿丸は、南西進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年10月14日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 寿丸、2.76トン ON3-28415（漁船登録番号） 個人所有 第296-24772号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及び舵に曲損、プロペラシャフトの脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、糸満漁港港口付近を南西進中、船長が、船首方に衝突の危険がある船がいなかったので問題ないと思い、後部甲板に移動し、本船の後方に意識を向けて航行していたところ、浅瀬に乗り揚げた。 船長は、ふだん、GPSプロッターで過去の航跡や浅瀬を確認しながら航行していたが、本事故当時、GPSプロッターを確認していなかった。 本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.0mであった。
分析	本船は、南西進中、船長が、船首方に他船がおらず、本船の後方に意識を向けて目視のみで航行を続けたことから、浅瀬に接近していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南西進中、船長が、船首方に他船がおらず、本船の後方に意識を向けて目視のみで航行を続けたため、浅瀬に接近していることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅瀬が点在する海域を航行する場合、特定の方向にのみ意識を向けることなく周囲を確認するとともに、GPSプロッターで船位や水深を確認しながら航行すること。